

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

南あわじ市長 守本 憲弘

市町村名 (市町村コード)	南あわじ市 (28224)
地域名 (地域内農業集落名)	賀集福井 (賀集福井)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年11月24日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<p>現状 認定農業者を中心とする専業農家と兼業農家に加え、近年、新規就農グループが発足するなど、多様な経営形態となっている。集落全般で農業者の高齢化が進んでいる一方で、若年層の農業に対する意識の低下も見受けられ、後継者の確保に危機感が生まれている。 新規就農グループは、高齢化による不耕作地と新規就農との先導的な取組みであり、農業経験の少ない若者で構成されており、新たな就農の方法として、また「学び合う農業」として集落内でも高い評価を得ている。 農地は平成19年からほ場整備(平成23年登記完了)が行われ、1筆あたり20a程度の農地が形成されているが、現在、担い手が耕作する農地の集積・集約は進んでおらず、分散した状況である。ほ場整備時に設立した営農組合は、各種農機具の貸し出しや水稻の播種を行うなど、集落の農業に大きな存在となっている。 高齢化を迎えた農家では、稲作(WCSを含む)は自分で耕作し、裏作は利用権設定による賃貸借契約を結んでいる事案が多数見受けられる。</p> <p>課題 このような中、持続的に農地の利湯尾を図りながら地域の活性化を進めるためには、新規就農者を確保・育成しながら後継者へスムーズに経営移譲できるよう地域として支援していく仕組みの構築が喫緊の課題である。また、分散する担い手の農地を集約し効率化を図るために、農地中間管理事業を活用するなど中心経営体への集約化を進める必要がある。なお、集約化については、耕作者の保有田への思いも考慮する必要がある。 集落の農業を今後維持していくためには、営農組合の活動(農業機械の貸し出しや共同農作業等)を充実させていく必要がある。また、新たなオペレーターの確保も課題となっている。 個人での農業経営を維持しつつ、定植や収穫など農繁期については人員確保やドローンによる補助作業など集落が主導となって行うことも農地を維持する方策として必要となっている。新たな担い手として期待されている新規就農グループが発足し営農活動を始めているが、今後さらにグループ構成員の充実や新たなグループの発足が望まれる。そのためにも魅力ある新たな農業の創造が必要である。 更に農業について、気楽に相談したり学び合う場、採算ベースにあう農業の方法を見出していく場、スマート農業への移行を考える場、そして明日の福井の農業を話し合う場が必要であり、農業の担い手が減少していく中、非農家や農業に関心を持たない方に農業の楽しさを知ってもらい、農業への興味を持ってもらい、地域農業の一員として福井の農業を話し合う場などに巻き込んでいくことも大切である。</p>
--

(2) 地域における農業の将来の在り方

<ul style="list-style-type: none"> ・地域の特産物である玉葱、レタス等について、JAあわじ島の販路拡大施策とも連携しながら経営安定化を図る。 ・農地の集積・集約化を進めるとともに、農作業の効率化を図るため、営農組合が先導してスマート農業の導入を進める。 ・集落が主導して農繁期(定植や収穫)の人員確保や、時期が重なる防除作業等を行い、農業経営の効率化・省力化を図る。 ・地域コミュニティの活性化のため、地域内外から農地を利用する者を確保し、担い手への農地の集約化に配慮しつつ、農業を担う者への農地の再分配を進めることができるよう必要な条件整備を実施し、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。
--

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	33.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	33.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

大字賀集福井の農地を基本とする。詳細な範囲は別添の地図のとおり

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農地利用最適化推進委員と農地相談員と調整し、農地バンクを通じて進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
地域全体を農地バンクに貸し付け、担い手への経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際農地利用最適化推進委員及び現地相談員と調整し、所有者の貸付意向時期に配慮する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
農地は平成19年から圃場整備(平成23年登録完了)が行われ、1筆あたり20a程度の農地が形成されている。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
・現在集落内で、若手の新規就農グループが発足し、営農活動を始めている。この営農活動に対し、営農組合は農機具の使用料金の減免措置を行うなど支援を続けている。また、集落内の農業経験豊富な者が技術支援を行っている。今後も引き続き支援を続けていく必要がある。 ・このような新規就農グループの活動状況を集落内の非農家や農業に消極的な農家などに説明し、新たな参加者や新規グループを発掘し育成していくことが求められている。 ・上記の次の取組みとして、地域外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市町村及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
福井営農組合は水稻のみみ播種機で2,100枚(約11ha分)の播種を行い、高齢、労力不足の農家の育苗をアルパ福井が請け負い、本田防除を鳥井彰人氏がドローンによる薬剤散布を行っている。収穫後には小規模ライスセンターが天候等の理由から業者委託から漏れた方々の救済処置として稼働している。 また、営農組合では各種機械を保有して貸し出すとともに、オペレーターが作業を代行する機械の利用も行っている。(機器使用料一覧表参照)

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input checked="" type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①1年の一定時期に、一定の道筋を鹿、猪が通過することが数年前から確認されている。被害は現状では軽微なものであるが、今後の状況を注視していく必要がある。
また、雑木林や裏作不耕作田の雑草に鳥獣が住みつき、周辺田畑の作物に被害がみられる。雑木の伐採や低木化、雑草田の耕起や除草剤の散布を促す必要がある。今後は地権者の高齢化等により、組織的な対策の検討も必要となってくる。

②⑨WCS用稲との耕畜連携による堆肥の散布や、農協と連携した土壌診断等の施肥設計による化学肥料の低減にも取り組んでいる。

③営農組合は、農家の規模拡大・維持のため、時間短縮、労力軽減に取り組んでいる。玉葱はブームスプレーヤーの薬剤散布、収穫時のホイールローダの活用、また水稻はドローン薬剤散布、直進アシストコンバインで刈取りを行うなどスマート農業にも取り組んでいる。

⑥営農組合では、各種農機具を運用しており、その燃料費の高騰に苦慮している。できるだけ安価で安定的な購入が必要となっている。

⑦福井地区では、農業水利施設設備の保持・管理のため、定期的に草刈りや溝掃除等を行っており、今後も継続して実施する予定である。

⑧営農組合は農家のニーズにそった機械・機具を導入しているが、倉庫が狭くなったため離農者の倉庫を借りて収納している現状であり、倉庫の新・増築が望まれる。

⑨営農組合では多くの機械を保有し、農家は機械がなくても営農できるよう機械を貸出し、オペレーターが作業代行している。今後も機械の整備を図っていく。